

令和6年度平塚市障がい者グループホーム家賃助成の申請及び実績報告について

申請

対象者 : 平塚市から「共同生活援助」の支給決定を受け、グループホームに入居されている方（生活保護受給者、別に家賃補助に係る制度の適用を受けている方等は除く）

助成金額 : (1) 地域移行に該当しない方

ア 特定障害者特別給付費（補足給付）支給対象の方（非課税世帯）家賃月額（管理費、共益費を含む。日用品費、食費等は除く）の1/2の額から、特定障害者特別給付費（補足給付）の額（上限10,000円）を差し引いた額

ただし、助成の上限額は10,000円/月

イ 特定障害者特別給付費（補足給付）支給対象でない方（課税世帯）家賃月額（管理費、共益費を含む。日用品費、食費等は除く）の1/2の額

ただし、助成の上限額は15,000円/月

(2) 地域移行に該当する方

ア 特定障害者特別給付費（補足給付）支給対象の方（非課税世帯）家賃月額（管理費、共益費を含む。日用品費、食費等は除く）の1/2の額

ただし、助成の上限額は25,000円/月

イ 特定障害者特別給付費（補足給付）支給対象でない方（課税世帯）家賃月額（管理費、共益費を含む。日用品費、食費等は除く）の1/2の額

ただし、助成の上限額は30,000円/月

ただし、グループホームに入居した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から起算して1年間に限ります。なお、地域移行に該当する方とは、障がい者施設や精神科医療機関に1年以上入所又は入院をしていた方で、新たにグループホームで生活を開始する方をいいます。

助成期間 : グループホームに入居した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から

（例）6月15日入居 7月分から助成対象

6月 1日入居 6月分から助成対象

令和6年4月1日以前から入居している方は、令和6年4月分から助成対象です。

助成方法 : 年3回、4か月分をまとめて、入居者から委任を受けた事業者へ振込み

	助成対象月	実績報告月	支給月
(第1期)	4月～7月分	8月	9月
(第2期)	8月～11月分	12月	1月
(第3期)	12月～3月分	4月	5月

- 提出書類** : 次の書類を御提出ください。
- (1)「平塚市障がい者グループホーム家賃助成金支給申請書」(第1号様式)
 - (2)「平塚市障がい者グループホーム家賃助成金代理受領 委任状」
債権者登録をしている場合は、法人の名称や代表者職氏名等を登録と同じ内容で記入してください。
 - (3) 障害福祉サービス受給者証の写し
新規で入居される方について、本人確認の書類として添付してください。
 - (4) 入居契約書等の写し
令和6年4月1日時点(新規で入居される方は入居日時点)の家賃相当額が確認できる書類(入居契約書等の書面にて交わされているもの)の写しを提出してください。
(1)から(4)は、申請する年度内に1度の提出で差し支えありません。助成対象月の各期での提出は不要です。
 - (5)「債権者登録兼支払金口座振替依頼書」(希望される場合)
本市会計課では、本市との取引代金等の支払いについて、振込先口座・法人名・住所等の登録を行っています。この登録番号を請求書に記入していただくことにより振込先口座番号などの記入が不要となります。
すでに登録済みの事業者については提出の必要はありません。ただし、登録内容に変更が生じた場合は変更の届出を行う必要がありますので、様式を平塚市ホームページから印刷して御提出ください。

- 手続方法** : 事業所単位で取りまとめた御提出をお願いします。
その後新たに入居を開始した対象者については、申請書等の必要書類を入居開始後速やかに提出してください。

実績報告

- 提出書類** : 提出期限までに次の書類を御提出ください。
- (1)「平塚市障がい者グループホーム家賃助成金支給実績報告書」(第4号様式)
 - (2)「請求書」
代表者等に変更が生じた場合は御連絡ください。

- 手続方法** : 事業所単位で取りまとめた御提出をお願いします。

- 提出期限** :
- ア 令和6年度第1期分(4月~7月分実績)
令和6年(2024年)8月9日(金)
 - イ 令和6年度第2期分(8月~11月分実績)
令和6年(2024年)12月10日(火)
 - ウ 令和6年度第3期分(12月~3月分実績)
令和7年(2025年)4月10日(木)【必着】
- 各期(4か月ごと)の書類提出についてその都度依頼文書等は送付されませんので、御注意ください。

期日までに御提出いただけない場合は、助成金の支給ができなくなる可能性がありますので御注意ください。

支給時期 : 第1期分 令和6年(2024年)9月
第2期分 令和7年(2025年)1月
第3期分 令和7年(2025年)5月
提出書類に不備等がある場合は、振込みが遅れる可能性や、助成金の支給ができなくなる可能性がありますので御注意ください。

様式 : 申請書類、実績報告書類、記入例の様式については、平塚市ホームページから印刷することができますので、こちらを御利用ください。
(トップページ<健康・福祉<メニュー一覧-福祉-障がい者<7 その他の助成制度<7-6 障がい者グループホーム家賃助成)

その他 : 年度の途中で申請内容に変更が生じた場合やグループホームを退去する場合等には、「平塚市障がい者グループホーム家賃助成金支給 変更・消滅 届出書」(第2号様式)により、事実の発生から速やかに届出をしてください。

届出書の提出が遅れた場合には、事由によっては助成金の返還が発生する可能性や、追加支給ができなくなる可能性がありますので、御注意ください。

届出の必要な主な事由については次のとおりです。変更・消滅事由が発生した際には、届出漏れのないようお願いいたします。御不明な点がありましたら、お問い合わせください。

主な事由例

家賃額の変更

- ・助成月額に変更がない場合でも届けてください。その際には、家賃が変更となる日からの家賃相当額が確認できる書類(入居契約書等の書面にて交わされているもの)の写しを提出してください。

生活保護の受給開始

- ・生活保護を受給することになった場合、その開始月から家賃助成の受給資格を喪失しますので御注意ください。

同一法人(事業所)内でのグループホームの転居(変更)

- ・転居後の家賃相当額が確認できる書類(入居契約書等の書面にて交わされているもの)の写しを提出してください。

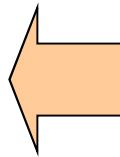
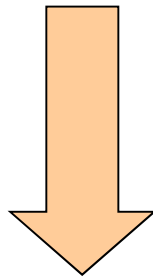
グループホームの退去

- ・グループホームの退去が決定したら、速やかに届出をしてください。助成月額については、原則として家賃相当額に応じて日割りとなります。金額についてはお問い合わせください。

《支給までの流れ》

1 申請書等の提出（入居者 事業者 市）

- ・「家賃助成金支給申請書」（第1号様式）
- ・「委任状」
- ・障害福祉サービス受給者証の写し
新規の場合
- ・入居契約書等の写し
令和6年4月1日時点（新規で入居される方は入居日時点）の家賃相当額が確認できる書類（入居契約書等の書面にて交わされているもの）の写し
- ・「債権者登録兼支払金口座振替依頼書」（希望される場合）
すでに登録済みの事業者は提出不要

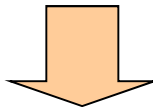


家賃額変更 / 退去等（入居者 事業者 市）

- ・「家賃助成金支給変更・消滅届出書」（第2号様式）
- ・入居契約書等の写し
家賃相当額に変更がある場合

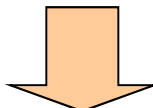
2 助成金の支給決定（市 事業者 入居者）

- ・入居者へ「家賃助成金支給（不支給）決定通知書」（第3号様式）にて支給（不支給）決定の連絡



3 委任を受けた事業者による実績報告書の提出（事業者 市）

- ・各助成対象期間最終月の翌月10日までに、「家賃助成金支給実績報告書」（第4号様式）及び「請求書」を提出



4 助成金の支給（市 事業者 入居者）

- ・入居者から委任を受けた事業者へ助成金を支給（4か月に一度の支給）

《問い合わせ》

平塚市役所障がい福祉課地域生活支援担当
〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
電話：0463-21-8774 / FAX：0463-21-1213
E-mail：shogai@city.hiratsuka.kanagawa.jp